株式会社アイダ設計

第42期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時　2022年6月28日(火曜日)　午前10時

開催場所　埼玉県上尾市向山五丁目17-35-2F

決議事項
- 第1号議案　剰余金の処分の件
- 第2号議案　定款一部変更の件
- 第3号議案　取締役11名選任の件

目次

第42期定時株主総会招集ご通知 …… P.1
株主総会参考書類 …… P.3
(提供書面)
事業報告 …… P.12
計算書類 …… P.27
監査報告 …… P.38

●ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染症予防のため、本定時株主総会におきましては、極力、当日のご出席を見合わせいただき、書面にて議決権行使をお願い申し上げます。
総会当日の新型コロナウイルス感染症の状況により、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染症防止のためにマスクの着用とアルコール消毒による手指の消毒にご協力をお願い申し上げます。
株主総会の所要時間につきましても、例年より短縮させていただきます。議事進行の短縮、質疑応答の時間の制限、株主様からのご質問回数を制限させていただく場合がございますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

(証券コード2990)

株式会社アイダ設計

株主各位

（証券コード2990）
2022年6月13日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目286番地
株式会社 アイダ設計
代表取締役社長 會田 貞光

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、極力当日のご来場は控えていただきますようお願い申し上げます。当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1 日　　時	2022年6月28日（火曜日）　午前10時	
2 場　　所	埼玉県上尾市向山五丁目17-35-2F ※末尾の会場ご案内図をご参照ください。	
3 株主総会の目的事項	**報告事項**	第42期(2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告、計算書類の内容ならびに会計監査人及び 監査役会の計算書類監査結果報告の件
	決議事項	第1号議案　剰余金の処分の件 第2号議案　定款一部変更の件 第3号議案　取締役11名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.aidagroup.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の２つの方法がございます。
なお、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思があったものとお取り扱いいたします。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　　時

2022年６月28日（火曜日）午前10時

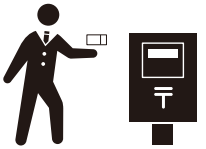

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を
ご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年６月27日（月曜日）午後６時までに到着

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

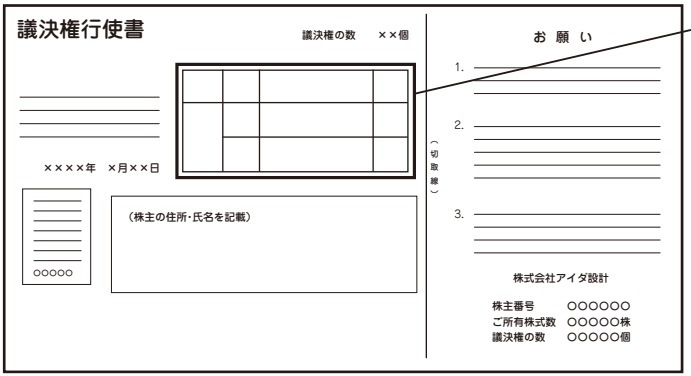

※議決権行使書はイメージです。

こちらの議案の賛否をご記入ください。

第１・２号議案

- 賛成の場合　≫　「賛」の欄に○印
- 反対の場合　≫　「否」の欄に○印

第３号議案

- 全員賛成の場合　≫　「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合　≫　「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合　≫　「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

●株主様へのお願い

新型コロナウイルス感染症予防のため、本定時株主総会におきましては、極力、当日のご出席を見合わせいただき、書面にて議決権行使をお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への配当の充実を図りながら、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期の業績並びに今後の事業環境等を勘案し、以下のとおり期末配当をさせていただきたいと存じます。

（１）配当財産の種類	金銭といたします。
（２）配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき金**４**円 総額**150,970,800**円
（３）剰余金の配当が効力を生じる日	2022年６月29日（水曜日）

第２号議案　定款一部変更の件

（１）提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

①変更案第14条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
②変更案第14条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

（２）変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております）

現行定款	改正定款
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第14条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削除）
（新設）	（電子提供措置等） 第14条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ２．　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現行定款	改正定款
（新設）	（附則） １．　定款第１４条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第７０号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である２０２２年９月１日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 ２．　前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第１４条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 ３．　本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第３号議案　取締役11名選任の件

現在の取締役全員（９名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役を２名増員することとし、社外取締役４名を含む、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位		
1	會田（あいだ）　貞光（さだみつ）	代表取締役社長	再　任	
2	會田（あいだ）　大輔（だいすけ）	代表取締役専務取締役	再　任	
3	岡田（おかだ）　真寿美（ますみ）	専務取締役	再　任	
4	的場（まとば）　克則（かつのり）	常務取締役	再　任	
5	齊藤（さいとう）　眞（まこと）	常務取締役	再　任	
6	時田（ときた）　清一郎（せいいちろう）	取締役	再　任	
7	下口（しもぐち）　崇（たかし）	取締役	再　任	
8	川村（かわむら）　達郎（たつろう）	取締役	再　任	社　外
9	岩井（いわい）　克己（かつみ）	取締役	再　任	社　外
10	川村（かわむら）　益之（ますゆき）	取締役	新　任	社　外
11	東目（とうめ）　拓也（たくや）	取締役	新　任	社　外

候補者番号 1

會田（あいだ）　貞光（さだみつ）（1951年1月1日生）

所有する当社の株式の数 …… 21,422,800株

再　任

[略歴、当社における地位及び担当]

1981年1月　当社代表取締役社長
現在に至る

[重要な兼職の状況]

・株式会社光大史　代表取締役

候補者番号 2

會田（あいだ）　大輔（だいすけ）（1981年5月14日生）

所有する当社の株式の数 …… 1,212,400株

再　任

[略歴、当社における地位及び担当]

2004年4月　当社入社
2004年4月　当社取締役
2007年6月　当社執行役員
2013年6月　当社常務執行役員
2017年6月　当社常務取締役
2018年6月　当社専務取締役
2019年6月　当社代表取締役専務取締役
現在に至る

（現在当社代表取締役専務取締役全体管掌兼経営企画室担当）

[重要な兼職の状況]

・愛誼達建築設計（上海）有限公司　董事
・株式会社光大史　取締役

候補者番号 3

岡田（おかだ）　真寿美（ますみ）（1963年9月24日生）

所有する当社の株式の数 …… －　株

再　任

[略歴、当社における地位及び担当]

2004年8月　当社入社
2014年8月　当社総合管理室長
2016年6月　当社執行役員
2017年6月　当社取締役
2018年6月　当社常務取締役
2019年6月　当社専務取締役
現在に至る

（現在当社専務取締役営業本部長）

[重要な兼職の状況]

・愛誼達建築設計（上海）有限公司　董事

候補者番号 4

的場（まとば）　克則（かつのり）（1954年9月21日生）

所有する当社の株式の数 …… －株

再　任

[略歴、当社における地位及び担当]

2008年８月	埼通地所株式会社 代表取締役社長	2016年10月	当社常務取締役
		2017年６月	当社専務取締役
2016年６月	埼通地所株式会社退任	2019年11月	当社常務取締役
2016年６月	当社取締役		現在に至る

（現在当社常務取締役建設本部長）

[重要な兼職の状況]

なし

候補者番号 5

齊藤（さいとう）　眞（まこと）（1951年7月21日生）

所有する当社の株式の数 …… －株

再　任

[略歴、当社における地位及び担当]

1998年11月	当社入社	2015年９月	当社取締役
2012年10月	当社用地開発部長	2016年10月	当社常務取締役
2013年４月	当社執行役員		現在に至る

（現在当社常務取締役建設本部プレカット事業部担当）

[重要な兼職の状況]

なし

候補者番号 6

時田（ときた）　清一郎（せいいちろう）（1965年6月22日生）

所有する当社の株式の数 …… 81,800株

再　任

[略歴、当社における地位及び担当]

2003年３月	当社入社	2007年６月	当社執行役員
2004年４月	当社執行役員	2017年６月	当社取締役
2006年６月	当社取締役		現在に至る

（現在当社取締役社長室長）

[重要な兼職の状況]

・株式会社光大史　取締役

候補者番号 7

下口　崇（しもぐち　たかし）　（1971年12月17日生）

所有する当社の株式の数 …… 40,000株

再　任

[略歴、当社における地位及び担当]

2004年９月　当社入社
2004年９月　当社取締役
2005年６月　当社執行役員
2006年６月　当社取締役
（現在当社取締役管理本部長）
2007年６月　当社執行役員
2017年６月　当社常務執行役員
2018年６月　当社取締役
現在に至る

[重要な兼職の状況]
なし

候補者番号 8

川村　達郎（かわむら　たつろう）　（1948年４月16日生）

所有する当社の株式の数 …… －　株

再　任

社　外

[略歴、当社における地位及び担当]

1971年３月　野田合板株式会社入社
（現　株式会社ノダ）
1998年２月　株式会社ノダ
海外担当取締役
2001年11月　株式会社ノダ　常務取締役建材事業部長
2009年４月　PT.SURA INDAH WOOD INDUSTRIES　出向
2014年２月　株式会社ノダ退社
2017年６月　当社取締役
現在に至る

[重要な兼職の状況]
なし

候補者番号 9

岩井　克己（いわい　かつみ）　（1954年４月20日生）

所有する当社の株式の数 …… －　株

再　任

社　外

[略歴、当社における地位及び担当]

1978年４月　法務省公安調査庁入庁
1989年４月　在チェコスロバキア日本大使館
一等書記官
1996年４月　法務省和歌山公安調査事務所　所長
2012年４月　法務省公安調査庁近畿公安調査局　局長
2013年４月　法務省公安調査庁関東公安調査局　局長
2015年４月　株式会社マイスター60　センター長
2015年４月　日本危機管理学会　理事（現任）
2015年４月　全国公友会　理事（現任）
2015年11月　倉敷芸術科学大学　非常勤講師（現任）
2017年６月　当社取締役
2018年７月　警備保障タイムズ株式会社　顧問（現任）
2019年１月　株式会社JPリサーチ＆コンサルティング　顧問
現在に至る

[重要な兼職の状況]
なし

候補者番号

10 川村（かわむら） 益之（ますゆき）（1953年11月11日生）

所有する当社の株式の数 …… －株

新　任

社　外

[略歴、当社における地位及び担当]

1972年４月　株式会社日本交通公社入社
（現　株式会社JTB）
1993年４月　株式会社JTBモチベーションズ
代表取締役社長
2005年10月　株式会社JTB法人東京　常務取締役
2008年６月　株式会社JTB執行役員兼
株式会社JTB法人東京　代表取締役社長
2012年４月　株式会社JTBコーポレートセールス
代表取締役社長
2012年６月　株式会社JTB　常務取締役兼執行役員
2012年10月　MICE国際競争力強化委員会　委員
2014年６月　株式会社JTB事業創造　代表取締役社長
2014年６月　社団法人ショッピングツーリズム協会　理事
2015年６月　千葉商科大学　人間社会学部　特命教授（現任）
2016年10月　株式会社JCBトラベル　代表取締役社長
2018年６月　株式会社JTB退社
2018年７月　株式会社JTBコミュニケーションデザイン
シニアコンサルタント（現任）
2018年10月　株式会社ゴンドラ　顧問（現任）
2018年10月　株式会社リーゴ　顧問（現任）
現在に至る

[重要な兼職の状況]

なし

候補者番号

11 東目（とうめ） 拓也（たくや）（1986年1月7日生）

所有する当社の株式の数 …… －株

新　任

社　外

[略歴、当社における地位及び担当]

2011年12月　弁護士登録
2012年１月　弁護士法人北浜法律事務所
（東京事務所）　入所
2015年４月　日本取引所自主規制法人　上場管理部
出向
2016年10月　弁護士法人北浜法律事務所
（東京事務所）　復帰
現在に至る

[重要な兼職の状況]

なし

（注）1.各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。

(1)川村達郎氏、岩井克己氏、川村益之氏及び東目拓也氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。

(2)社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

川村達郎氏につきましては、株式会社ノダにおいて、長年にわたり企業経営者として活躍され、幅広い識見と豊富な経験を有しております。広範かつ高度な視野で、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等適切なアドバイスを行っていただくとともに、任意の委員会である指名･報酬諮問委員会の委員として、経営陣の指名･報酬への関与を通じた監督等適切な役割を期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

岩井克己氏につきましては、法務省公安調査庁において近畿公安調査局局長、関東公安調査局局長と要職を歴任され、豊富な経験と高度な専門的識見を有しております。広範かつ高度な視野で、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等適切なアドバイスを行っていただくとともに、任意の委員会である指名･報酬諮問委員会の委員として、経営陣の指名･報酬への関与を通じた監督等適切な役割を期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

川村益之氏につきましては、株式会社ＪＴＢにおいて新規事業開発、専門性の高い会社設立に携わられ、またその後も様々な業種の会社の設立･経営に関わっており、企業経営者として豊富な経験を有しております。広範かつ高度な視野で、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等適切なアドバイスを行っていただくことを期待し、社外取締役候補としました。

東目拓也氏につきましては、会社法･金融商品取引法やコーポレートガバナンスを専門とした弁護士として、様々な企業法務に携わっており、高度な専門的識見を有しております。広範かつ高度な視野で、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等適切なアドバイスを行っていただくことを期待し、社外取締役候補者としました。

(3)川村達郎氏及び岩井克己氏は現在、当社の社外取締役でありますが、その在任期間は本総会の終結の時をもって５年となります。

3.社外取締役候補者との責任限定契約の内容の概要

当社は、川村達郎氏及び岩井克己氏との間で、会社法第427条第１項及び当社定款第29条の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、川村益之氏及び東目拓也氏が選任された場合、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

4.当社は、取締役全員との間で会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同項第１号の費用および同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしており、再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、当社は、川村益之氏及び東目拓也氏の選任が承認された場合は、両氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。

5.当社は、取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案をご承認いただいた場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定です。

事業報告（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

1 会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当期における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の加速等により、一時持ち直しの動きが見られました。しかし、新たな変異株の出現により、再び感染が拡大していることから景気の先行きへの不透明感が継続しております。

住宅業界におきましては、国土交通省発表による2021年度の新設住宅着工戸数は、前年度比6.6%増となり、3年ぶりの増加となりました。また、2022年3月においても、全体で前年同月比6.0%の増加となりました。同感染症による新しい生活様式への変化に伴い、消費者の住環境に対する関心の高まりによる底堅い需要が持続しています。一方で、ウクライナ情勢の緊迫も相まって、木材をはじめとする様々な住宅建築用資材価格の高騰や供給不安が発生し、消費者マインドへ影響を与えるなど事業環境は予断を許さない状況にあります。

このような事業環境の中、当社グループにおきましては、土地の仕入れからアフターサービスまでを自社で一貫して行う従来からの体制を維持しながら、高品質な住宅をお求めやすい価格帯で提供できるよう尽力してまいりました。

営業体制においては、2021年8月に、中国地方初進出の営業活動の拠点として広島県福山市に、福山オフィスを新設いたしました。2022年3月31日現在、営業拠点は本店を含め92ヶ所となっております。引き続き、より多くのお客様に快適な住まいを供給できるよう、既存出店エリアの販売強化及び新規出店エリアの拡充を図ってまいります。また、2021年12月には持続可能な社会の実現に向けてSDGs(Sustainable Development Goals)への取り組みを公表いたしました。環境・社会課題の解決を目指すとともに、当社の企業理念の一つである“人を育み、夢を叶え、心豊かに”を念頭に、当社グループに関わる全てのステークホルダーに安心と信頼をお届けできるよう、SDGsの活動を推進しております。

その結果、当事業年度の業績は売上高が61,992百万円と前期に比べ4,254百万円（7.4%）の増収となり、経常利益は1,471百万円と前期に比べ163百万円（10.0%）の減益、当期純利益は880百万円と前期に比べ79百万円（8.3%）の減益となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日）等の適用により当事業年度の売上高が1,121百万円、売上原価が1,888百万円それぞれ増加、販売費及び一般管理費が4百万円減少したことで営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ762百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高が792百万円増加しております。

売上高
619億92百万円
（前期577億38百万円）
前期比 7.4%増

経常利益
14億71百万円
（前期16億35百万円）
前期比 10.0%減

当期純利益
8億80百万円
（前期9億60百万円）
前期比 8.3%減

（2）設備投資の状況

地域密着型店舗網の更なる構築の為に店舗の出店や業務部門の地域別の拠点の整備を行い、設備投資の総額は、269百万円となりました。

（３）資金調達の状況

運転資金及び販売用不動産の購入のため、13,337百万円を金融機関より長期借入いたしました。

（４）事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はございません。

（５）他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

（６）吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

（７）他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はございません。

（８）対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

①人材の確保及び育成

当社グループでは、人材が重要な経営資源であると考えており、事業の継続的な成長のための優秀な人材の確保･育成を重要な課題と認識しております。

事業規模に見合った適正な人員配置を行うため、新卒社員･即戦力の中途社員ともに積極的に採用を行ってまいります。

新卒社員に関しては、集中したＯＦＦ-ＪＴにおいて、初歩的なビジネスマナー習得から企業の社会的責任の教育に至るまで研修を行い、企業人としての自覚と責任感を持った社員となるよう、育成を図ってまいります。即戦力の中途社員に関しても、ＯＪＴで当社の体制の教育を行い、業務の流れとともに当社社員としての意識啓発を推進してまいります。

②仕入れの安定化と原価削減

分譲事業の要となる用地の仕入れに関しては、土地情報の入手先を拡大し、さまざまな土地情報の集積を行っております。選定にあたっては基準を厳格化し、価格と質の両方を妥協せず、より厳選して用地の仕入れを行ってまいります。

また、住宅の建築における建材の仕入れや施工の外注に関しても、スケールメリットを活かした一括発注、部材の変更やその他さまざまな措置を講じ、徹底的かつ継続的なコストダウンを図ってまいります。

③アフターサービス体制

自社でアフターサービスやリフォームの部署を抱え、10年点検等の定期点検や35年保証を実施し、アフターサービス体制の充実を図っております。アフターサービスを自社で対応していることから、責任を持った対応を行うことが可能となっております。

また、工事･設計工程へのフィードバックが自社内で容易に行えるため、お客様の要望･依頼等を迅速に反映し、より丈夫で長持ちする住宅への品質改善を図ってまいります。

④販売政策

当社グループは自社販売体制と業者販売体制の両立を行い、効率的な販売体制の構築に努めております。

注文事業の住宅販売はお客様の要望等が多いため、自社販売体制で行っております。より親身に、より確かに、お客様の理想の住まいを実現させるため、自社の営業社員だけでなく、設計や建築に携わる社員も一体となり、お客様の住まいづくりをサポートしてまいります。

分譲事業は、委託する仲介業者を厳選し、販売費の拡大を抑制しつつ、販売網の拡大を行えるようバランスの取れた体制を整えてまいります。また、コンセプトや付帯設備の追加によって付加価値を向上させ、商品力の強化を図ります。

⑤関連事業による本業の拡充

当社グループは自社一貫体制として、プレカット、印刷等を受け持つ部門やローン代理、保険代理店業務等の部門も有しており、メイン事業以外の部門においても、一定の収益を確保しております。

これらは、住宅建設用資材のプレカットや広告宣伝のチラシの印刷、住宅ローンの代理手続や、住宅用火災保険の取扱い等、さまざまな面からメイン事業のサポートを行い、事業の一層の拡大を図ってまいります。

(9)財産及び損益の状況の推移

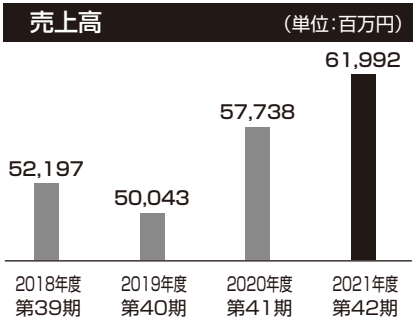

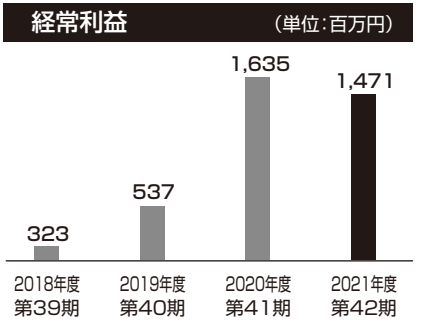

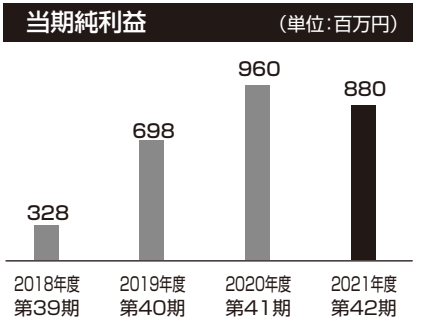

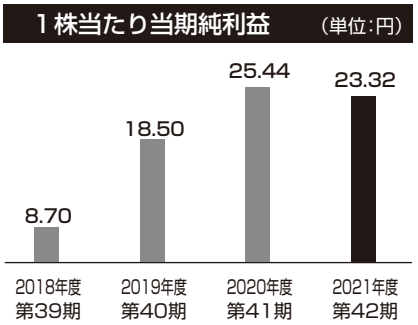

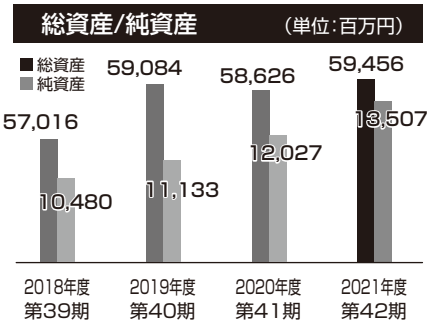

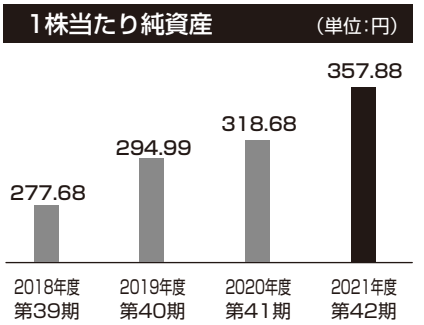

区分		2018年度 第39期	2019年度 第40期	2020年度 第41期	2021年度 第42期
売上高	(百万円)	52,197	50,043	57,738	61,992
経常利益	(百万円)	323	537	1,635	1,471
当期純利益	(百万円)	328	698	960	880
1株当たり当期純利益	(円)	8.70	18.50	25.44	23.32
総資産	(百万円)	57,016	59,084	58,626	59,456
純資産	(百万円)	10,480	11,133	12,027	13,507
1株当たり純資産	(円)	277.68	294.99	318.68	357.88

(注)1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
2. 1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づいて算出しております。
3. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(10)主要な事業内容

(2022年3月31日現在)

事　業	主要製品及び事業内容
分譲事業	建売住宅及び土地の売買
注文事業	注文住宅の建築請負
その他	木造住宅をはじめ、非住宅建築物や福祉施設等の大型木造建築物のプレカット、既存客のリフォーム工事やメンテナンス依頼の請負、当社住宅を購入されるお客様のローン手続の補佐及びアドバイザー業務、火災保険や地震保険といった住宅に掛ける保険の代理店業務

(11)主要な営業所及び工場

(2022年3月31日現在)

当社の主要な営業所及び工場は以下のとおりです。

名　称	所在地	
本　社　：	埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目286番地	
事業所：	上尾	(埼玉県)
主要店舗：	本店営業部	(埼玉県)
	船橋	(千葉県)
	高崎	(群馬県)
	相模原モデル	(神奈川県)
	宇都宮モデル	(栃木県)
	足立モデル	(東京都)
	牛久	(茨城県)
	新潟	(新潟県)
	郡山	(福島県)
	名古屋熱田	(愛知県)
	静岡モデル	(静岡県)
	仙台泉	(宮城県)
	甲府	(山梨県)
	沖縄豊見城	(沖縄県)
	長野モデル	(長野県)
	大垣モデル	(岐阜県)
	新宮モデル	(福岡県)
	熊本	(熊本県)
	佐賀モデル	(佐賀県)
	鹿児島	(鹿児島県)
	鈴鹿モデル	(三重県)
	京都	(京都府)
	大阪	(大阪府)
	福山オフィス	(広島県)
工　場　：	坂東	(茨城県)
	野田古布内	(千葉県)

(12)子会社の事業所

(2022年3月31日現在)

愛誼達建築設計(上海)有限公司	上海市合川路2679号虹橋国際商務広場A座203室
AIDA HOME DESIGN PHILIPPINES, INC.	11th Floor Zuellig Building Makati Avenue Corner Paseo de Roxas Makati City

(13)重要な子会社の状況

(2022年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
愛誼達建築設計(上海)有限公司	700千(USD)	100%	建築ＣＡＤ作成、構造ＣＡＤ作成、建築確認申請書類作成、室内装飾設計
AIDA HOME DESIGN PHILIPPINES, INC.	93,494千(PHP)	100%	(注)

(注) 2020年8月13日開催の当社の取締役会において事業廃止の決議、及び2022 年2月22日開催の当社の取締役会において会社清算の決議を行っており、事業を行っておりません。

(14)従業員の状況

(2022年3月31日現在)

区分	従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
男性	719	−	44歳6か月	7年10か月
女性	332	13(増)	40歳9か月	8年1か月
合計	1,051	13(増)	43歳4か月	7年11か月

(注)従業員数には使用人兼務取締役を含み、出向者、パートは除いております。

(15)主要な借入先及び借入額

(2022年3月31日現在)

借入先	借入残高(百万円)
㈱武蔵野銀行	3,328
埼玉縣信用金庫	1,383
川口信用金庫	1,211
㈱福島銀行	1,041
横浜幸銀信用組合	1,008
㈱東日本銀行	994
青木信用金庫	815

(16)その他会社の現況に関する重要な事項

2021年6月28日をもって、当社株式は東京証券取引所TOKYO PRO Marketに新規上場いたしました。

2 会社の株式に関する事項

(1)株式の状況

(2022年3月31日現在)

①発行可能株式総数　76,800,000株

②発行済株式総数　37,742,700株

③株主数　36名

④大株主(上位10名)

株 主 名	持株数(株)	持 株 比 率 (%)
會田　貞光	21,422,800	56.76
㈱光大史	11,390,300	30.17
會田　大輔	1,212,400	3.21
アイダ設計社員持株会	1,074,400	2.84
會田　亜矢子	735,300	1.94
尾島　努	377,900	1.00
會田　悠翔	245,000	0.64
會田　翼麻	245,000	0.64
會田　唯乃	245,000	0.64
吉澄　満子	114,600	0.30

(2)その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

(3)会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

3 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況

（2022年3月31日現在）

氏　　名	地　　位	担当及び重要な兼職の状況
會田　貞光	代表取締役社長 指名・報酬諮問委員	㈱光大史　代表取締役
會田　大輔	代表取締役専務取締役	全体管掌　兼　経営企画室担当 ㈱光大史　取締役 愛誼達建築設計（上海）有限公司　董事 AIDA HOME DESIGN PHILIPPINES，INC.　DIRECTOR
岡田　真寿美	専務取締役	営業本部長 愛誼達建築設計（上海）有限公司　董事
的場　克則	常務取締役	建設本部長
齊藤　眞	常務取締役	建設本部・プレカット事業部担当
時田　清一郎	取締役	社長室長 ㈱光大史　取締役
下口　崇	取締役	管理本部長
川村　達郎	取締役 指名・報酬諮問委員長	－
岩井　克己	取締役 指名・報酬諮問委員	日本危機管理学会　理事 全国公友会　理事 倉敷芸術科学大学　非常勤講師 警備保障タイムズ㈱　顧問
堀越　佳孝	常勤監査役	愛誼達建築設計（上海）有限公司　監事
佐藤　紀彦	監査役	公認会計士、税理士（佐藤紀彦税理士公認会計士事務所　代表）
森中　剛	監査役	弁護士（弁護士法人Authense法律事務所　所属）

（注）1．取締役川村達郎氏及び岩井克己氏の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．監査役佐藤紀彦氏及び森中剛氏の両氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3．監査役佐藤紀彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．森中剛氏は、2021年６月29日開催の第41期定時株主総会において新たに監査役に選任され就任いたしました。なお、同氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．当事業年度中に退任した監査役は以下のとおりであります。

氏名	退任時の地位	担当及び重要な兼職の状況	退任年月日
船田信義	監査役	税理士（船田税理士事務所　代表）	2021年６月29日

（2）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年２月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を決議しております。取締役の報酬は、当社の持続的な企業価値の発展を実現するにふさわしい報酬であることを方針としており、報酬額については、業界水準、役位、職責その他会社の業績等を総合考慮し、委員の過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会の審議を経て、決定いたします。なお、取締役の報酬は、固定報酬のみで構成されています。

監査役の個人別の報酬額は、監査役の協議において決定いたします。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2013年６月25日開催の第33期定時株主総会において年額1,000,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は７名です。

監査役の金銭報酬の額は、2013年６月25日開催の第33期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個別報酬は、その決定を代表取締役社長に委任する旨を、指名・報酬諮問委員会で審議された上、取締役会がその答申を受けて決定し、代表取締役社長は決定方針を考慮し、取締役の個別報酬額を決定しております。

報酬額の決定を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の業績目標の達成状況や成果等について、代表取締役社長が最も適切に評価できると判断したためであります。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	525,600 （8,400）	525,600 （8,400）	－	－	9 （2）
監査役 （うち社外監査役）	25,200 （4,800）	25,200 （4,800）	－	－	4 （3）
合計	550,800 （13,200）	550,800 （13,200）	－	－	13 （5）

（注）上記の監査役の報酬等の総額及び員数には、2021年６月29日開催の第41期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任した監査役１名を含んでおります。

（3）社外役員に関する事項

①社外役員の活動状況等

区　分	氏　　名	他の法人等の社外役員の兼務状況	主な活動状況
取締役	川村　達郎	－	当期開催の取締役会16回の全てに出席し、議案や審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、指名･報酬諮問委員会の委員長として、当期開催の指名･報酬諮問委員会３回の全てに出席し、指名･報酬に係る取締役会の適正な経営判断、説明責任の強化に寄与しております。
取締役	岩井　克己	日本危機管理学会　理事 全国公友会　理事 倉敷芸術科学大学　非常勤講師 警備保障タイムズ㈱　顧問	当期開催の取締役会16回の全てに出席し、議案や審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、指名･報酬諮問委員会の委員として、当期開催の指名･報酬諮問委員会３回の全てに出席し、指名･報酬に係る取締役会の適正な経営判断、説明責任の強化に寄与しております。
監査役	佐藤　紀彦	－	当期開催の取締役会16回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会16回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	森中　剛	－	当期開催の取締役会12回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会10回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

（注）監査役森中剛氏は、2021年６月29日の就任であり、同日開催の取締役会及び監査役会からの出席回数であります。

②社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

（a）取締役　川村達郎

株式会社ノダの経営者として活躍され、海外赴任も経験されているその幅広い見識と豊富な経験から、会社経営をはじめとするさまざまな分野において、積極的な指摘･助言を行っております。また、指名･報酬諮問委員長として事務局を指揮し、委員会での審議進行を行い、その結果について取締役会へ上程及び報告を行っております。

（b）取締役　岩井克己

法務省公安調査庁において要職を歴任され、また、企業危機管理コンサルタントとして活躍されているその豊富な経験と高度な専門的識見から、リスク管理をはじめとするさまざまな分野において、積極的な指摘･助言を行っております。また、指名･報酬諮問委員として、企業経営者とは異なる立場からの提案や議論を行っております。

（4）責任限定契約の内容の概要

当社は、当社定款第29条第２項及び定款第39条第２項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役並びに監査役との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令の定める限度額とする責任限定契約の締結をしております。

（5）補償契約の内容の概要

取締役會田貞光、取締役會田大輔、取締役岡田真寿美、取締役的場克則、取締役齊藤眞、取締役時田清一郎、取締役下口崇、取締役川村達郎、取締役岩井克己、監査役堀越佳孝、監査役佐藤紀彦、及び監査役森中剛は、当社と会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。

（6）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料の全額を当社が負担しております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。

4 会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称　　四谷監査法人

（2）報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24,000千円

（3）会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性及び報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査し、審議した結果、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額に同意いたしました。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

（5）責任限定契約の内容の概要

当社は、当社定款第44条第２項の規定に基づき、会計監査人との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令の定める限度額とする責任限定契約の締結をしております。

5 会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の基本方針を以下のように定めております。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会については、取締役会規程の定めに従いその適切な運営を確保しております。

取締役会は、月１回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を出席させ、法令定款違反行為を未然に防止しております。

取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちにリスク管理委員会事務局に報告するものとし、リスク管理委員会において、発生事実の確認及び分析、再発防止の具体的な対応策を検討し、必要に応じた社内体制の改善が図られることとなっております。また当社は、取締役会の諮問機関として各取締役の指名・報酬に係る独立性・客観性を強化するため過半数が社外取締役で構成される「指名・報酬諮問委員会」を設置し、取締役の指名及び報酬等について諮問を受け協議を行い取締役会へ答申しております。

②使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人は、当社で設置している内部通報制度を利用することが可能になっております。コンプライアンスリスク等の発現を未然に防止するため、リスク管理委員会等の体制を構築しており、全社的にコンプライアンスに対しての意識を高めております。

また、年１回以上行っている当社全従業員が出席する全体会議において、役員等が法令遵守事項、定款・規程遵守事項などを説明し、コンプライアンス、コーポレートガバナンスに対しての意識を高めております。

③子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社においても、当社同様、内部通報制度を設置しており、当社グループにおけるコンプライアンスの実効性を確保しております。

また、内部監査室による業務監査を年１回以上行っており、コンプライアンスの観点の監査も行い、コンプライアンスへの適合状況をチェックする体制を構築しております。

④取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報を含む経営情報については、文書管理規程に則り、各業務担当部署又は総務部において、適正な保存及び管理を行うこととしております。

保存されている書類については、取締役及び監査役は常時閲覧可能としております。

⑤損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関しては、リスク管理規程に則り、各部署長をリスク管理責任者として、部署内のリスク管理をするとともに、リスク管理委員会を設置し、各部署において発生するリスク、発生し得るリスクについて対応策を講じる体制となっております。

万が一損失が発生した場合、リスク管理責任者の報告や内部通報制度によって、早急な状況把握ができるようになっており、リスク管理委員会において、発生事実の確認及び分析、再発防止のための具体的な対応策を検討し、必要に応じた社内体制の改善が図られることとなっております。

また、上記のリスク管理体制の適用範囲には子会社も含めており、当社グループ全体の業務の適正化を図っております。

⑥取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督しております。

⑦子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

関係会社管理規程の方針に基づき、子会社経営の効率性確保のための体制を構築しております。

⑧子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、関係会社管理規程及び関係会社管理事項細則に基づき、事前に当社と協議をし、承認を得る体制をとっております。

また、業績については定期的に当社に報告するものとしております。

⑨その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社においては内部通報制度を設置しており、業務における適正の確保に努めております。

また、前記②の全体会議に子会社役員も出席をし、グループ全体の業務適正を確保するよう、意識を高めております。

当社経営企画室が子会社管理を統括しており、詳細な業務管理については、関連業務のある各部署が行っております。業務内容については、適時打ち合わせを行い、密接な連携を取ることにより、適正な業務運営の確保に努めております。

⑩監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査役室に必要とされる人員を配置し、監査業務を補助すべき使用人とすることとしております。

⑪監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室所属使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動、人事考課、懲罰については監査役会に相談し、意見を求めることとしております。

⑫監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人には、職務に必要な知識･能力を備えた者を配置することとし、必要な会議への出席（監査役等の代理出席を含む）、必要な調査権限･情報収集権限を付与するとともに、内部監査部門をはじめとする執行側各部署の協力体制を確保することとしております。

⑬取締役及び使用人及び子会社の役員等、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、職務執行に関し、重大な法令･定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を知ったときは、直ちに監査役に報告することとしております。

当社で設置している内部通報制度については、監査役の求めに応じて、所管部門から間接的に報告することとしております。

また、取締役及び使用人は監査役会の求めに応じて、その職務の執行に関する事項の説明をすることとしております。

子会社の役員等及び使用人からの報告については、当該子会社の執行部門や所管部署等を経由して、当社監査役に報告することとしているうえ、必要に応じて当社監査役に直接報告するものとしております。

⑭監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人及び子会社の役員等、使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役の求めに応じて、その職務の執行に関する事項の報告及び説明をすることとする旨規定しており、そのことにより、人事上の不利益な処分は行わないこととしております。

⑮監査役の職務の執行について生ずる監査費用の前払又は償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

会社法第388条の規定に従い、処理するものとしております。

通常の監査費用については、監査役会の監査計画書に基づき予算化したものの提出を受け、協議の上決定しております。

また、有事における監査費用についても、必要に応じ処理する方針としております。

⑯その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役監査の重要性と有用性を認識及び理解し、監査が実効的に行われる体制をとることとしております。

代表取締役、監査法人、監査役会は、それぞれ定期的に意見交換会を開催する体制をとることとしております。

内部監査室は、監査役会と緊密に連携する体制をとることとしております。

必要な場合、専門家(弁護士、税理士等)と監査役会は、意思疎通を図ることのできる体制にしております。

公益社団法人「日本監査役協会」に加入し、監査役の知識、技量の確立を図ることのできる体制にしております。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役会を16回開催し、各取締役は法令又は定款等に定められた事項及び経営上重要な事項について審議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

② 監査役会を16回開催し、社外監査役を含む各監査役は監査方針、監査計画に基づき、取締役会を含む重要な社内会議への出席や代表取締役との面談、業務執行に関する重要な文書の閲覧等を通じて取締役の職務執行、法令、定款等への順守状況について監査を行っております。

③ 内部監査室は、年度監査計画に基づき、当社並びに子会社の各部門について内部監査を実施し、監査結果を代表取締役及び監査役会に報告しております。

④ 子会社の業務運営、経営管理の適正を確保するため、関係会社管理規程及び関係会社管理事項細則に基づき、子会社からの事前承認、報告を受ける体制を整備し、運用を行っております。

また、月１回開催する取締役会において、子会社管理を統括している経営企画室から経営状況の報告を受け、現状の把握を行っております。

(3)会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4)その他会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

(注)本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表（2022年3月31日現在）

（単位：千円）

科　目	金　額
（資産の部）	
流動資産	43,804,951
現金及び預金	22,210,812
営業未収入金	343,876
契約資産	1,010,420
販売用不動産	4,198,212
仕掛販売用不動産	14,782,584
未成工事支出金	89,275
原材料及び貯蔵品	297,186
前渡金	416,818
前払費用	353,792
その他	103,604
貸倒引当金	△1,634
固定資産	15,651,051
有形固定資産	13,075,357
建物	3,087,947
構築物	265,820
機械装置	433,456
車両運搬具	24,441
工具器具備品	130,775
土地	9,074,539
建設仮勘定	58,377
無形固定資産	30,847
ソフトウェア	30,847
投資その他の資産	2,544,845
投資有価証券	713,103
出資金	76,630
関係会社出資金	81,726
長期貸付金	18,686
長期前払費用	106,251
繰延税金資産	458,307
その他	1,192,259
貸倒引当金	△102,118
資産合計	59,456,002

科　目	金　額
（負債の部）	
流動負債	28,737,137
電子記録債務	228,426
営業未払金	6,015,846
短期借入金	8,752,667
1年内返済予定長期借入金	5,305,730
1年内償還予定社債	1,235,550
リース債務	26,973
未払金	883,542
未払費用	405,403
未払法人税等	656,125
契約負債	4,598,903
預り金	135,699
賞与引当金	170,241
訴訟損失引当金	5,131
資産除去債務	4,545
その他	312,349
固定負債	17,211,367
社債	3,019,674
長期借入金	13,376,423
長期未払金	9,825
長期預り保証金	84,400
完成工事補償引当金	316,451
解体費用等引当金	232,691
関係会社清算損失引当金	16,271
リース債務	95,257
資産除去債務	60,371
負債合計	45,948,505
（純資産の部）	
株主資本	13,485,718
資本金	216,320
資本剰余金	352,360
資本準備金	352,360
利益剰余金	12,917,037
利益準備金	4,840
その他利益剰余金	12,912,197
固定資産圧縮積立金	237,042
別途積立金	13,620
繰越利益剰余金	12,661,535
評価・換算差額等	21,779
その他有価証券評価差額金	21,779
純資産合計	13,507,497
負債・純資産合計	59,456,002

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高		61,992,665
売上原価		49,626,727
売上総利益		12,365,937
販売費及び一般管理費		10,638,846
営業利益		**1,727,090**
営業外収益		
受取利息及び配当金	10,724	
紹介料収入	226,617	
その他	93,174	330,516
営業外費用		
支払利息	485,944	
その他	99,925	585,870
経常利益		**1,471,737**
特別利益		
固定資産売却益	24,683	24,683
特別損失		
固定資産除却損	1,637	
関係会社清算損失引当金繰入額	16,271	
その他	3,065	20,973
税引前当期純利益		**1,475,446**
法人税、住民税及び事業税	1,002,630	
法人税等調整額	△407,507	595,122
当期純利益		**880,324**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
2021年4月1日残高	216,320	352,360	352,360	4,840	249,155	13,620	11,165,184
会計方針の変更による累積的影響額							792,627
会計方針の変更を反映した当期首残高	216,320	352,360	352,360	4,840	249,155	13,620	11,957,811
事業年度中の変動額							
剰余金の配当							△188,713
当期純利益							880,324
固定資産圧縮積立金の取崩					△12,113		12,113
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計					△12,113		703,723
2022年3月31日残高	216,320	352,360	352,360	4,840	237,042	13,620	12,661,535

（単位：千円）

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金合計	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
2021年4月1日残高	11,432,800	12,001,480	26,482	12,027,963
会計方針の変更による累積的影響額	792,627	792,627		792,627
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,225,427	12,794,107	26,482	12,820,590
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	△188,713	△188,713		△188,713
当期純利益	880,324	880,324		880,324
固定資産圧縮積立金の取崩				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△4,703	△4,703
事業年度中の変動額合計	691,610	691,610	△4,703	686,906
2022年3月31日残高	12,917,037	13,485,718	21,779	13,507,497

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1.資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
②関係会社株式及び関係会社出資金	総平均法による原価法
③その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
市場価格のない株式等	総平均法による原価法

（2）通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準及び評価方法

①販売用不動産、仕掛販売用不動産、未成工事支出金	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）
②原材料	総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）
③貯蔵品	最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

2.固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く） ····· 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法によっております。また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）····· 定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3.引当金の計上基準

（1）貸倒引当金	営業未収入金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
（2）賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期負担額を計上しております。
（3）訴訟損失引当金	係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見積額を計上しております。
（4）完成工事補償引当金	補償工事による費用に備えるため、実績率により補償見積額を計上しております。
（5）解体費用等引当金	賃貸用建物の解体に関連して発生する支出に備えるため、解体費用等の発生見込額を計上しております。
（6）関係会社清算損失引当金	子会社のAIDA HOME DESIGN PHILIPPINES, INC.の清算に伴う損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

4.収益及び費用の計上基準

当社は、主要な事業として分譲事業、注文事業を行っており、これらの事業から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・分譲事業

分譲事業においては、戸建分譲及び土地分譲を行っており、顧客との不動産販売契約に基づき物件の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されると判断し、当該引渡し時点において収益を認識しております。

・注文事業

注文事業においては、主に戸建住宅の建築請負工事を行っており、顧客との建物請負工事契約に基づき、建築工事を行う義務を負っております。当該履行義務は工事の進捗に応じて充足されると判断し、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

5.その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 ･･･ 資産に係る控除対象外消費税のうち固定資産に関するものは、投資その他の資産の「その他」に計上し５年間で均等償却を行っており、それ以外のものは、発生年度の期間費用としております。

[会計方針の変更に関する注記]

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当期の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。
収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

（１）注文住宅等の請負工事契約

従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、工期がごく短い工事については工事完成基準を適用しておりましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

（２）不動産仲介手数料

従来は、媒介した不動産売買契約が成立した時点で認識していた不動産仲介手数料について、媒介契約により成立した不動産売買契約に関する物件が引き渡された時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高が1,121,940千円、売上原価が1,888,879千円それぞれ増加、販売費及び一般管理費が4,782千円減少したことで営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ762,156千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高が792,627千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、当事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号　2019年７月４日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

[会計上の見積りに関する注記]

１.請負工事契約における収益認識

(１)当事業年度の計算書類に計上した金額

売　上　高	・・・

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価は、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しており、事業計画等に基づき算定された正味売却価額が帳簿価額を下回る場合には棚卸資産評価損を計上しております。

正味売却価額は、景気動向、金利の変化、不動産関連税制や金融関連法制の変更など将来の不確実な条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、棚卸資産評価損を計上する可能性があります。

3.解体費用等引当金の見積り

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

解体費用等引当金	……	232,691千円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

解体費用等引当金は、保有する賃貸用建物を取壊し、跡地に新本社社屋を建設することを決定したことに伴い、将来発生する建物の解体費用と関連して発生するテナントの立退料を見積り、計上しております。

解体費用は、複数の工事業者からの見積書に基づき、立退料は、不動産鑑定士による鑑定評価に基づき、最善の見積りを行っておりますが、今後の経済情勢、テナントとの立退き交渉等によって、翌事業年度の計算書類において、解体費用等引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

[貸借対照表に関する注記]

1.担保提供資産に関する事項

下記の資産は、長期借入金（1年内返済予定長期借入金含む）18,682,154千円、短期借入金8,752,667千円の担保に供しております。

販売用不動産	1,657,211千円
仕掛販売用不動産	11,520,252千円
建物	2,456,874千円
土地	7,172,845千円
投資有価証券	83,406千円
計	22,890,589千円

上記のほか、住宅瑕疵担保履行法に基づく住宅販売瑕疵担保保証金として投資有価証券532,695千円を供託しております。

2.有形固定資産の減価償却累計額　4,205,711千円

3.偶発債務

住宅購入者のつなぎ融資に対して債務保証を行っております。

1,116,940千円

4.関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	4,022千円
短期金銭債務	61,153千円

5.当社は資金調達の効率的な調整を行うため、取引銀行11行と当座貸越契約及びコミットメント契約を締結しております。当事業年度における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	6,450,000千円
借入実行残高	3,197,517千円
差引額	3,252,482千円

[損益計算書に関する注記]

1.関係会社との取引高

営業取引による取引高	
仕入高	427,355千円

2.顧客との契約から生じる収益の額 61,807,005千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1.当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 37,742,700株

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	188,713	5	2021年3月31日	2021年6月30日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2022年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①配当金の総額	150,970千円
②1株当たり配当額	4円
③基準日	2022年3月31日
④効力発生日	2022年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

[税効果会計関係に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	31,644千円
賞与引当金	51,923千円
完成工事補償引当金	96,517千円
解体費用等引当金	70,971千円
未払事業税	33,638千円
減価償却超過額及び減損損失	450,137千円
その他	88,713千円
繰延税金資産小計	823,546千円
評価性引当額	247,328千円
繰延税金資産合計	576,218千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△104,025千円
その他有価証券評価差額金	△8,985千円
その他	△4,899千円
繰延税金負債合計	△117,910千円
繰延税金資産の純額	458,307千円

[金融商品に関する注記]

1.金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入れによる方針です。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されています。

当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である電子記録債務及び営業未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に営業取引及び設備投資に係る資金調達です。ファイナンス・リース取引によるリース債務は、設備投資に係る資金調達です。

2.金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれていません((注)参照)。また、現金は注記を省略しており、預金、営業未収入金、電子記録債務、営業未払金、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)投資有価証券			
①満期保有目的の債券	532,695	538,649	5,954
②その他有価証券	122,408	122,408	−
(2)長期貸付金	18,686		−
貸倒引当金(＊1)	△5,987		
	12,698	12,698	−
資産計	667,802	673,757	5,954
(1)社債(＊2)	4,255,225	4,174,928	△80,296
(2)長期借入金(＊3)	18,682,154	18,668,762	△13,391
(3)長期未払金	9,825	9,253	△572
(4)リース債務(＊3)	122,230	115,197	△7,032
負債計	23,069,435	22,968,142	△101,292

(＊1)長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
(＊2)1年内償還予定の社債を含んでおります。
(＊3)1年内返済予定額を含んでおります。

(注) 市場価格のない株式等
非上場株式58,000千円については、「(1)投資有価証券」に含まれておりません。

[賃貸等不動産に関する注記]

1.賃貸等不動産の状況に関する事項

(1)賃貸等不動産の概要

当社は、首都圏及びその他の地域において、賃貸用のマンション、ビル、駐車場等を有しております。

(2)賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位:千円)

貸借対照表計上額			決算日における時価
当期期首残高	当期増減額	当期末残高	
1,545,149	△149,146	1,396,002	1,384,622

(注1) 貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
(注2)主な変動

減少は減価償却費	35,889千円
売却	113,257千円

(注3)時価の算定方法

期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については固定資産税評価額に基づいて自社で算定した金額であります。

[収益認識に関する注記]

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

[一株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	357円 88銭
1株当たり当期純利益	23円 32銭

監査報告

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社アイダ設計
取締役会　御中

四谷監査法人
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　田口　邦宏

指定社員
業務執行社員　公認会計士　野田　高廣

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アイダ設計の2021年4月1日から2022年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１.監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の役員等より職務の執行状況について報告を受け、事業の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２.監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人四谷監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月23日

株式会社アイダ設計　監査役会

常勤監査役　**堀越　佳孝**　㊞

監　査　役　**佐藤　紀彦**　㊞

監　査　役　**森中　　剛**　㊞

（注）監査役佐藤紀彦、及び森中剛は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内図

会場　埼玉県上尾市向山五丁目17-35-2F

